

議案第40号

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成24年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市民体育館条例の一部を改正する条例

上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「会議室」を「会議室兼スタジオ」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。次条第1項、第5条第1項及び第3項、第7条並びに第8条において同じ。）は、事情により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

第4条第1項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「事情により」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。

第5条第1項及び第3項並びに第7条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「又は指定管理者」を加える。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

第16条中「必要な」を「体育館の管理に関し必要な」に改め、同条を第18条とする。

第15条を削る。

第14条の見出しを「（利用料金の返還）」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。

第14条ただし書中「還付する」を「返還する」に改め、同条第1号中「教育委員会が」を削り、同条を第17条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第16条とする。

第12条の次に次の3条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う管理の業務は、体育館の利用に関する業務、第2条各号に掲げる業務、体育館の施設等及び物品の維持管理に関する業務その他の体育館の管理の業務とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、体育館の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則その他関係する法令、条例、規則及び教育委員会規則の規定を遵守し、適正に体育館の運営を行うこと。
- (2) 体育館の施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 前条の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（利用料金）

第15条 利用権利者は、第5条第1項の規定による利用の許可を受ける際に、その利用に関し利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理

者が定める。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

別表中「（第12条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同表1の表中「団体貸切り使用料」を「団体利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表弓道場の項の次に次のように加える。

会議室兼スタジオ	600	600	600	600	2,400
----------	-----	-----	-----	-----	-------

別表1の表会議室の項を次のように改める。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表1の表備考第4号中「及び会議室」を削り、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考第6号及び第7号中「使用料」を「利用料金」に改め、別表2の表中「個人使用料」を「個人利用の場合の利用料金」に改め、同表使用料の額の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場の項中「アリーナ、卓球室、体力相談室兼トレーニング室、柔道場及び剣道場」を「アリーナ、卓球室、柔道場及び剣道場」に改め、同項の次に次のように加える。

体力相談室兼トレーニング室	一般・学生	250	250	250	250
---------------	-------	-----	-----	-----	-----

別表2の表に次のように加える。

附属設備	市長が別に定める額
------	-----------

別表2の表備考中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同表備考第5号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の上尾市民

体育館条例の規定により上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者が行うこととなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における改正後の上尾市民体育館条例（以下「新条例」という。）の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

#### 提案理由

上尾市民体育館の設置の目的を効果的に達成するよう、その管理を指定管理者に行わせるため、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。